

合理的配慮の提供のための費用を助成します

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

主催	加古川市 福祉部 障がい者支援課			
内容	令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。 市では、障がい者差別解消を推進するため、事業者が行う合理的配慮の提供に必要な経費を一部助成します。			
	経費区分	摘要	助成率	助成限度額
	物品購入費	音声拡張器(コミュン、軟骨伝導イヤホンなど)、コミュニケーション支援ボード、筆談ボード、折り畳み式スロープ、視覚障がい者誘導用シートなど	1/2	50,000 円
	工事施工費	スロープ、手すりの設置、多機能トイレへの改修など		200,000 円
	社内研修費 ※令和6年度 拡充	社外講師等謝金、社外講師等旅費、社外講師等宿泊費など		50,000 円
(☐ 初めて ☐ 恒例 ☒ 回目)				
対象 (参加者)	加古川市内において、飲食、物販、医療など障がい者の利用が見込まれる事業を行う事業者			
申込先・方法	必要書類を持参又は郵送により以下へ提出してください。 〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 本館1階 福祉部 障がい者支援課 管理係 ※購入等の前に手続きが必要です。また、年度内に事業を完了する必要があります。 ※詳細は市HPをご確認ください。 (トップページ>行政・くらし>福祉・医療>介護・福祉>障がい者福祉>障害を理由とする差別の解消の推進について>加古川市合理的配慮の提供の促進にかかる助成金交付について)			
目的・背景 その他	障がい者差別解消の推進 令和6年7月19日(金)より上記内容のWEB 広告 (Yahoo!サイト) を実施中			
市ホームページ	☒ 掲載済み ☐ 掲載予定 (●月●日) ☐ 掲載しない			
広報かがわ	☒ 6月号に掲載 ☐ ●月号に掲載予定 ☐ 掲載しない			